

# 特別徴収切替届出(依頼)書

(宛先)八千代市長  令和 年 月 日 提出	(特別徴収支払義務者)	住所(居所)又は所在地	〒 -										特別徴収義務者指定番号	新規	※市町村ごとに異なります		
		フリガナ											納入書の使用について	新たに納入額が発生する事業所の場合、いずれかを選択してください。		要	
		氏名又は名称											担 連 当 絡 者 先	課・係			不要
		代表者の職氏名												フリガナ			
		個人番号又は法人番号												氏名			
												電話			(内線 )		

給 与 所 得 者	受給者番号※	※給与支払報告書の提出時に納税義務者用の受取方法を電子データとした事業所は受給者番号の記載が必須となります。										普 通 徴 収 切 替 期 別	期別を○で囲んでください。 〔 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 〕 期 以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。				
	フリガナ												特 別 徴 収 開 始 予 定 月	<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; display: inline-block; margin-right: 10px;"></div> 月分 (翌月10日納入期限分)から 特別徴収を開始します。			
	氏 名	(旧姓 )															
	生年月日	年 月 日															
	1月1日現在の住所																
	現在の住所	※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。										月 割 額 の 連 絡					

<b>【添付書類】</b> ◆ 普通徴収の納付書(本人が納付するのを防止するため。現年度の納期未到来分に限る。) ※ 口座振替の場合や本人から納付書を回収できない場合は不要です。また、すでに納付済みの領収証書、納税通知書についても不要です。 <b>【注意事項】</b> ◆ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。 【1期…6月末日 2期…8月末日 3期…10月末日 4期…1月末日 ※土・日・祝祭日の場合は翌営業日】 ◆ 65歳以上の方については、普通徴収税額に、年金所得に係る税額が含まれている場合があり、その分は特別徴収に切り替えることができません。 ◆ 八千代市では、 <b>3月以降に提出された分については、現年度の特別徴収切替ができませんので、新年度から特別徴収とします。</b> ◆ 八千代市では、毎月月末までに届いた届出書をもとに、翌月15日頃に通知書を発送します。 <b>開始予定月は、届出書提出月の翌月か、可能な限り2か月以上先の月にしてください。電話等連絡の必要がないようご協力をお願いします。</b> 未記入の場合は、通知書発送月の翌月開始とします。												※市記入欄			
												特別徴収切替税額		円	
												月分		円	
												月分以降		円	
												月 日連絡済			
												納入書送付済		<input type="checkbox"/>	
年普	有	口	有	リス	入力							不要			
住															

【提出先】 〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 市民税課  
 電話 047-421-6691(直通) 047-483-1151(内線3371~3373)